

『広島国際大学 総合教育センター紀要』投稿規定

(目的)

第1条

広島国際大学総合教育センターは、本学教職員の研究成果・教育成果および報告の発表を主たる目的として、紀要『広島国際大学 総合教育センター紀要』を発行する。

(発行者)

第2条

発行者は、広島国際大学総合教育センターとする。

(編集委員会)

第3条

総合教育センター内に編集委員会を置く。同委員会は、本規定に従い、編集発行に関する業務を行う。

(編集委員)

第4条

編集委員会は、総合教育センター長により委嘱された委員若干名で構成し、委員長は委員から選出する。その任期は1年とし、再任を妨げない。

(刊行頻度)

第5条

本誌は、原則として、年1回発行する。

(投稿資格者)

第6条

投稿資格者は次の者とする。

- (1) 本学所属教職員
- (2) 他大学研究者等との共著の場合、筆頭者は本学教員であること。
- (3) 本学大学院生との共著の場合は、指導教員の指導の下に院生が筆頭者となることができる。
- (4) その他、編集委員会の認めた者（本学非常勤講師など）。

(著作の種類)

第7条

本誌に掲載する著作は、次の5種に分類する。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 報告
- (4) 資料
- (5) その他（編集委員会で認めたもの）

(執筆要項)

第8条

編集委員会は、紀要の体裁、提出方法、締め切りなどの執筆要項を別に定め、本学所属教員らに提示する。執筆者は、この執筆要項に従って、投稿原稿を作成する。ただし、特別なレイアウトなどを希望する場合は、事前に、編集委員会の了解を得ることを必要とする。

(原稿および制限枚数)

第9条

本誌に投稿する原稿は他に未発表のものに限る。原稿はA4・1ページ40字×30行で20ページまでとする。ただし、上記の枚数を超える場合は、編集委員会の了解を得て投稿することができる。

(校正)

第10条

校正は、原則として初稿までとし、投稿者の責任においてこれを行う。

(別刷)

第11条

執筆者は、当該論文の別刷50部の無償供与を受けることができる。

(原稿の受理および審査)

第12条

原稿の受理日は原稿が編集委員会へ提出された日とする。投稿原稿の掲載可否および掲載順序は編集委員会において決定する。論文は2名以上の編集委員（必要に応じて編集委員会が必要と認めた者を含む）の査読をもとに採否を決定する。その結果、著者に修正・加筆を求めることがある。論文の内容により必要に応じて学部外の専門家に査読を依頼することがある。

(改訂)

第13条

投稿規定、執筆要項ともに、本学所属教員の意見を踏まえ、編集委員会の議決、総合教育センター長の承認を経て改訂することができる。

付則

この規定は、2015年4月1日から施行する。